

**千葉県立手賀の丘青少年自然の家
指定管理者募集要項**

**令和 7 年 7 月
千葉県教育委員会**

千葉県立手賀の丘青少年自然の家指定管理者募集要項
目 次

1	対象施設の概要	1
2	指定管理者の業務の範囲	2
3	業務の基準	2
4	指定の期間	4
5	応募	4
6	提出書類	5
7	管理運営経費等	6
8	質問事項の受付	7
9	現地説明会の実施	7
10	申請書提出先及び提出期間	7
11	選定方法	7
12	申請に要する経費	7
13	無効又は失格	8
14	選定結果	8
15	指定管理者の決定及び協定	8
16	スケジュール	8
17	その他	9
	別記	10
	資料①	11

千葉県立手賀の丘青少年自然の家指定管理者募集要項

千葉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、青少年の健全育成のため、千葉県立手賀の丘青少年自然の家（以下「青少年自然の家」という。）を設置しています。

青少年自然の家では、その設置目的に基づき、施設の自然環境や周辺の文化などを活用し、自然体験など様々な体験活動事業を実施しています。

また、令和7年3月に策定した「第4期千葉県教育振興基本計画」の中で、青少年教育施設における体験活動の推進を図ることとしています。

現在、指定管理者により、管理運営されていますが、令和8年3月末で現在の指定管理期間が終了するため、令和8年4月からの指定管理者の募集を行います。

1 対象施設の概要

(1) 名 称 千葉県立手賀の丘青少年自然の家

(2) 所在地 千葉県柏市泉1240-1

(3) 施設の設置目的等

① 設置目的

本施設は、団体生活を通じて青少年を自然に親しませ、青少年の健全な育成を図ることを目的とします。

② 特色

「手賀沼周辺の自然」

千葉県立手賀の丘青少年自然の家は、手賀沼を望む緑豊かな台地の上に、少年自然の家として、平成5年4月に開所しました。

野鳥や水生植物の観察など手賀沼周辺の自然を活かした活動を実施しています。

また、近隣には文化財や文学史跡などが多数あり、立地条件を生かした幅広い活動ができます。

(4) 施設概要

① 敷地面積 26,822.67㎡

② 延床面積 5,956.75㎡

③ 主な施設 ○宿泊施設

鉄筋コンクリート造2階建て（一部平屋建て）

宿泊室（300人収容）、和室研修室（4室）、創作室（2室）、

講師室（2室）、多目的ホール（300人収容）、食堂（250人収容）、

体育館（バスケットボールコート1面）、プラネタリウム（200席）

○屋外施設

キャンプ場、野外炊事場、営火場、屋外便所、グラウンド

(5) 休所日

青少年自然の家管理規則（昭和54年教育委員会規則第7号）第3条の規定に基づきます。

① 定期休所日 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）

② 年始休所日 1月1日から1月4日まで

- ③ 年末休所日 12月28日から12月31日まで
- ④ 臨時休所日 特別の事情により、指定管理者が休所を必要と認めて、教育委員会の承認を受けて定めた日

なお、上記の休所日であっても、指定管理者が特に必要と認め、あらかじめ教育委員会の承認を得たときは、開所することができる。

(6) 施設利用者数（過去3年度分：令和4年度～令和6年度実績）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	36,527人	47,200人	48,211人
宿泊者数	13,338人	19,099人	19,471人
団体数	587団体	610団体	655団体

(7) 収支状況

過去3年度分：令和3年度～令和5年度の状況（資料①のとおり）

2 指定管理者の業務の範囲

業務の範囲については以下のとおりです。内容の詳細については、千葉県立手賀の丘青少年自然の家管理業務仕様書を参照してください。

- (1) 青少年自然の家の目的を達成するために必要な業務
- ① 利用団体の活動支援及び助言・指導に関する業務
 - ② 主催事業に関する業務
 - ③ 青少年教育指導者の研修に関する業務
- (2) 施設等の管理・運営に関する業務
- ① 施設・設備等の維持管理に関する業務
 - ② 施設の利用（利用の許可を含む）に関する業務
 - ③ 利用料金の徴収に関する業務
 - ④ 利用者への食事の提供に関する業務
 - ⑤ 利用者へのサービスの提供に関する業務
 - ⑥ その他仕様書に記載の業務

3 業務の基準

業務の基準は次のとおりです。

- (1) 青少年自然の家の管理運営を行うに当たっては、次の関係法令等の規程を遵守すること。
- ① 地方自治法、同法施行令、同法施行規則
 - ② 教育基本法、社会教育法、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律、同法施行令
 - ③ 千葉県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例
 - ④ 教育機関設置条例
 - ⑤ 千葉県県立青少年自然の家の管理等に関する条例、青少年自然の家管理規則
 - ⑥ 労働基準法、最低賃金法及び健康保険法等の労働関係諸法令
 - ⑦ その他施設等の維持管理に必要な法令

なお、指定管理者が青少年自然の家の利用者に対して行う許可その他の処分には、千

葉県行政手続条例（平成 7 年千葉県条例第 48 号）が適用されるので留意すること。

- (2) 指定管理者は、「指定管理者の業務の範囲」に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）のほか、青少年自然の家の施設内において、自らの企画提案により、使用料・利用料金以外の費用を利用者等から徴して実施する事業（以下「自主事業」という。）を実施することができるが、自主事業は青少年自然の家の設置目的の達成に資すると認められ、かつ、指定管理業務を妨げないものとする。また、事業計画書に実施内容を記載するとともに、必要に応じて行政財産の目的外使用許可を得ること。
- (3) 事業計画書提出後に新たな事業を企画・実施するなど事業計画を変更する場合、実施内容や利用者から徴収する料金等について、事前に教育委員会への協議を行うこと。
- (4) 青少年自然の家の管理の業務（自主事業を含む）の経理は、指定管理者が実施する他の事業と明確に区分し、収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備すること。また、教育委員会が必要と認めるときは、その報告や実地調査に誠実に応じること。
- (5) 青少年自然の家の指定管理者が作成し、又は取得した文書（青少年自然の家の管理の業務に係るものに限る。以下「管理文書」という。）は、千葉県情報公開条例（平成 12 年千葉県条例第 65 号）に規定する行政文書に準ずるものとして適正に管理を行うこと。
なお、指定管理者は、管理文書の分類、保存及び廃棄に関する基準その他管理文書の管理に関し、必要な事項を年度毎に定め、教育委員会に報告し了承を得るものとする。
（管理開始年度の基準等については、指定管理者になる団体が管理開始日の 7 日前までに教育委員会に報告し了承を得る。）
- (6) 指定管理者が保有する管理文書について、教育委員会教育長に対し個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年千葉県条例第 37 号）に基づく個人情報の開示の請求又は千葉県公開条例に基づく行政文書の開示の請求があった場合において、教育委員会教育長からこれらの請求に係る管理文書の提出を求められたときは、これに応ずること。
- (7) 指定管理者（個人情報の保護に関する法律第 16 条第 2 項に規定する「個人情報取扱事業者」に該当するものを除く。）は、青少年自然の家の管理の業務に係る個人情報について、個人情報の保護に関する法律及び個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき適正に取り扱うこと。
- (8) 指定管理者が行う青少年自然の家の利用者に対する各種の指導については、千葉県行政手続条例第 4 章の規定の適用はないが、指定管理者は、これらの指導に当たっては、教育委員会の機関に準ずるものとして、同章の趣旨にのっとり適切に行うこと。
- (9) 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
- (10) 省資源や省エネルギーの推進など、「千葉県庁エコオフィスプラン」の趣旨に基づいた取組みを実施すること。
また、利用料金について、令和 8 年度中にキャッシュレス決済を導入すること。
- (11) 指定管理者は、団体生活訓練や自然体験、野外活動等の指導を行うためにふさわしい資質能力や経験を有する職員の配置を行うこと。
- (12) 指定管理者は、令和 2 年 5 月に県が策定した「県立青少年教育施設の再編構想」（P54）にある「民間業者ならではの自然環境を活用した魅力的なプログラムを開発し、その施設でなければできないような地域の特色を生かした運営により、充実した自然体験活動プログラムを提供」すること。（手賀の丘…「沼」を生かした体験の場の提供）
- (13) 「再編構想」（P46）にある「県内市町村青少年教育施設とのネットワーク化」に資す

る事業等の提案をすること。

- (14) 指定管理者が行う業務の詳細については、千葉県立手賀の丘青少年自然の家管理業務仕様書によること。

4 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までとします。

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

5 応募

(1) 応募資格

法人その他の団体（個人での応募はできません。）又はそのグループであって、次の全ての条件を満たすものとします。

- ① 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続きをしている団体でないこと。
- ② 法人税、消費税、地方消費税、県税及び市町村税の滞納がないこと。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本県から入札の参加者資格を取り消されていないこと。
- ④ 募集開始の日から選定委員会による指定管理者（候補者）選定までの間に本県から入札参加資格を停止されていないこと。
- ⑤ 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと（受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること）
- ⑥ 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- ⑦ 次に掲げる暴力団排除措置事由に該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）又はそれらの利益となる活動を行う団体であるとき。

イ 役員が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員若しくはこれに準ずる者（以下「暴力団関係者」という。）であるとき又は暴力団関係者が経営に実質的に関与しているとき。

ウ 役員が、自社、自己もしくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。

エ 役員が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。

オ 役員が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

カ 役員が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。

(2) グループ応募

青少年自然の家のサービスの向上並びに業務の効率的な実施を図る上で必要な場合は、複数の法人等(以下「グループ」という。)が共同して応募することができます。この場合は、次の事項に留意して申請してください。

- ① グループにより申請をする場合は、グループの名称を設定し、代表となる法人等を選定すること。なお、代表となる法人等以外は、当該グループの構成団体として扱います。また、代表となる法人等又は構成団体の変更は認めません。
- ② グループ応募については、グループ(共同体)応募届(様式第4号)、グループ(共同体)構成団体業務分担表(様式第5号)、グループ(共同体)協定書(様式第6号)を提出してください。
- ③ グループの構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできません。

6 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を教育委員会に提出していただきます。なお、教育委員会が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。また、申請書に記載漏れや添付書類の不足等、形式的な不備がある場合は、数日程度の期限を定めて補正を指示することがあるので、速やかに対応してください。

- (1) 指定申請書(千葉県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成16年千葉県規則第52号)別記様式)

(2) 事業計画関係書類

- ① 事業計画書(様式第1号)

※施設の特性に応じた具体的な感染症防止対策について記載すること。

※「県立青少年教育施設の再編構想」を踏まえ、以下の点について記載すること。

ア 千葉県の魅力的な自然(「沼」)を生かしたプログラムの開発・提供

イ 県内市町村青少年教育施設とのネットワーク化に資する事業等の提案

- ② 収支計画表(様式第1号の2)
- ③ 収支計画書(様式第1号の2の2)
- ④ 利用料金収入の内訳書(様式第1号の2の3)
- ⑤ 給与積算内訳書(様式第1号の3)
- ⑥ 委託予定業務一覧表(様式第1号の4)

(3) 関係書類

- ① 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、損益計算書、収支決算書、その他団体の財務状況を明らかにする書類
- ② 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書、その他団体の業務の内容を明らかにする書類
- ③ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- ④ 法人の登記事項証明書及び印鑑証明書(法人のみ)
- ⑤ 団体の役員名簿及び役員の履歴書
- ⑥ 法人税、消費税及び地方消費税、千葉県税、市町村税(本店及び県内事業所にかかるもの)の各納税証明書
・法人税、消費税及び地方消費税は、税務署発行の納税証明書(その3の3)

- ・千葉県税は、県税事務所発行の納税証明書（第40号様式その2）

なお、千葉県内に事業所がある法人の場合、千葉県税の完納情報提供に関する同意書（様式第2号）を提出することにより、県税事務所発行の納税証明書の提出を省略することができます。（同意書に基づき、千葉県教育庁教育振興部生涯学習課が千葉県税の納付状況を確認します。）ただし、納付状況の確認日時時点で未納税額がある場合は、県税事務所発行の納税証明書の提出を求めることがあります。

- ・市町村税の納税証明書（様式名は各市町村へお問い合わせください）

- ⑦ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
- ⑧ 障害者雇用状況報告書の写し（今年度公共職業安定所長に提出した、受付印のあるもの。ただし、インターネット経由で提出した場合、受付印は不要。）なお、公共職業安定所長への提出義務のない事業主については、障害者雇用状況報告書（様式第3号）
- ⑨ 厚生労働省が所管する事業者のための労務管理・安全衛生管理診断サイト「スタートアップ労働条件」のWEB診断結果
- ⑩ 2年以内に労働基準監督署からは是正勧告を受けている場合、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであることを証する書類
- ⑪ グループによる応募に当たっては、グループ構成員となる全ての法人等の上記関係書類に加え、次の書類を提出してください。
 - ・グループ（共同体）応募届（様式第4号）
 - ・グループ（共同体）構成団体業務分担表（様式第5号）
 - ・グループ（共同体）協定書（様式第6号）

（4）提出部数

提出部数は、正本1部、副本30部（副本は複写可）とします。

7 管理運営経費等

（1）管理運営経費

青少年自然の家の利用に係る料金については指定管理者の収入とし、管理運営経費に充てるものとします。

千葉県立手賀の丘青少年自然の家の管理業務に係る千葉県負担（指定管理料）については、消費税込みの金額で、以下の参考金額以内として申請の際の事業計画、収支予算を策定してください。

なお、危険負担は危険負担表（別記）のとおりです。

（参考金額）	令和 8 年度	1 1 7, 1 3 7 千円	（1 0, 6 4 8, 8 1 8 円）
	令和 9 年度	1 1 7, 1 3 7 千円	（1 0, 6 4 8, 8 1 8 円）
	令和 10 年度	1 1 7, 1 3 7 千円	（1 0, 6 4 8, 8 1 8 円）
	令和 11 年度	1 1 7, 1 3 7 千円	（1 0, 6 4 8, 8 1 8 円）
	令和 12 年度	1 1 7, 1 3 7 千円	（1 0, 6 4 8, 8 1 8 円）
	合計	5 8 5, 6 8 5 千円	（5 3, 2 4 4, 0 9 0 円）

※（ ）はうち消費税の額

（2）指定期間中の施設の大規模修繕・変更予定

現在のところ大規模修繕・変更の予定はありません。

8 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- ① 受付期間 令和7年7月11日（金）から令和7年7月29日（火）まで
- ② 受付方法 質問書（様式第7号）に記入の上、FAX又は電子メールで提出してください。
FAX 043-222-3565 E-Mail kysho4@mz.pref.chiba.lg.jp
- ③ 回答方法 質問に対する回答は、教育委員会のホームページにおいて随時掲載しますので、確認してください。

9 現地説明会の実施

現地説明会を次のとおり開催します。参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加する方の氏名を令和7年7月18日（金）の正午までに参加申込書（様式第8号）にてFAXで連絡してください。

- ① 開催日時 令和7年7月25日（金） 午後2時30分から2時間程度
- ② 開催場所 千葉県立手賀の丘青少年自然の家
- ③ 連絡先 千葉県教育庁教育振興部生涯学習課社会教育振興室
TEL 043-223-4168 FAX 043-222-3565 担当：角田、山口

10 申請書提出先及び提出期間

- (1) 提出先 千葉県教育庁教育振興部生涯学習課社会教育振興室（県庁中庁舎8階）
〒260-8662 千葉市中央区市場町1-1
TEL 043-223-4168 FAX 043-222-3565 担当：角田、山口
- (2) 提出期間 令和7年8月15日（金）から令和7年9月5日（金）まで（土日祝日を除く）の午前8時30分から午後5時までとします。
※郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時までに必着のこと。
※電子メール、ファクシミリでの提出は認めません。

11 選定方法

- (1) 提出された提案書類をもとに審査基準（別紙）に沿って、外部有識者等に意見を求めた上で、指定管理者（候補者）選定委員会において候補者を選定します。
- (2) 選定審査において、申請者である法人その他の団体の代表者又は代理の方のプレゼンテーションをお願いします。（時間、場所については申請者に後日連絡します。）
- (3) グループで応募した団体については、選定審査に先立ち、選定委員会において、提出された書類（6提出書類（3）関係書類、様式第4号～第6号）に基づき、グループ化の理由、構成団体の業務・責任分担等の審査を行います。

12 申請に要する経費

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

13 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となる場合があります。

- ① 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
- ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ③ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ④ 虚偽の内容が記載されているもの
- ⑤ その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるもの

14 選定結果

選定委員会で候補者に選定された団体については、令和7年10月（下旬）頃に千葉県ホームページに掲載します。また、選定結果の詳細については、令和7年11月（月上旬）頃に千葉県ホームページに掲載します。

15 指定管理者の決定及び協定

- （１）指定管理者は令和7年12月千葉県議会の議決を経て決定（指定）されます。
- （２）指定後、県と指定管理者の協議に基づき、管理に関する協定を締結します。

16 スケジュール

公募から管理開始までの主なスケジュールは次のとおりです。

令和7年	7月4日（金）	募集要項公表・配布開始
	7月11日（金）	質問事項受付開始
	7月25日（金）	現地説明会
	7月29日（火）	質問事項締切
	8月15日（金）	申請書受付開始
	9月5日（金）	申請書提出期限
	9月26日（金）～10月9日（木）	
		プレゼンテーション（指定された1日）
		外部有識者等からの意見聴取
	10月（中旬）	選定委員会で候補者の審査・選定
令和8年	11月（月上旬）	選定結果の通知・公表
	12月（中～下旬）	指定管理者の議決（12月定例県議会）
	1月（月上旬）	指定管理者の指定
	3月（月上旬）	協定書の締結 管理業務の引継ぎ
	4月1日～	指定管理者による管理開始

17 その他

- (1) 提出書類は必要に応じ複写します。使用は県庁内及び選定委員会等において、選定の検討にあたり教育委員会が必要と認めるときに限ります。
- (2) 指定されなかった団体の提出書類は、指定管理者の指定の議決後10日以内に限り、申請者からの請求及び費用負担により原本（正本・副本）を返却します。
- (3) 提出書類（複写物を含む）は情報公開の請求により、千葉県情報公開条例に基づき開示することがあります。
- (4) 「5応募(1)⑦」に該当するか否かについて、警察本部に照会を行う場合があります。

問い合わせ先

千葉県教育庁教育振興部生涯学習課

社会教育振興室 角田、山口

TEL043-223-4168 FAX043-222-3565

E-Mail kysho4@mz.pref.chiba.lg.jp

別記

危険負担表

種類	内容	負担者	
		県	指定 管理者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理運営経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤り	仕様書等県が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	経費の支払い遅延（県→指定管理者）によって生じた事由	○	
	経費の支払い遅延（指定管理者→業者）によって生じた事由		○
施設・設備・備品の損傷に対する修繕 ※軽微とは、1件あたり100万円以下を目安とする	経年劣化によるもの（軽微なもの）		○
	〃（上記以外）	○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（軽微なもの）		○
資料等の損傷 ※軽微とは、1件あたり100万円以下を目安とする	〃（上記以外）	○	
	管理者として注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（軽微なもの）		○
第三者への賠償	〃（上記以外）	○	
	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	管理者が委託した業者が注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備により情報漏洩、犯罪発生		○
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

手賀の丘青少年自然の家 収支状況（令和３年度～５年度）

〔単位：千円〕

区 分		令和３年度	令和４年度	令和５年度
収 入	指定管理料	94,994	94,645	105,555
	利用料金	2,678	5,108	7,210
	（宿泊料）	2,555	4,938	7,039
	（その他施設利用料）	123	170	171
	主催事業収入	424	597	904
	その他収入	2,003	2,556	2,829
	合 計	100,099	102,906	116,498

〔単位：千円〕

区 分		令和３年度	令和４年度	令和５年度
支 出	人件費	37,876	38,845	37,953
	報酬	0	0	0
	職員人件費	34,721	35,591	33,438
	賃金	3,155	3,254	4,515
	報償費	36	36	36
	旅費	41	89	48
	食糧費	10	0	11
	光熱水費	8,971	18,439	15,854
	燃料費	1,443	3,311	2,615
	修繕費	2,371	1,512	2,486
	備品・消耗品費	3,440	3,978	4,606
	印刷製本費	107	147	132
	保険料	440	465	448
	通信運搬費	431	522	808
	手数料	367	440	418
	委託料	17,479	17,711	17,993
	使用料及び賃借料	1,825	1,799	1,962
	負担金	88	87	49
	租税公課費	32	20	87
	広告宣伝費	367	291	366
	主催事業支出	2,340	3,406	3,171
	その他支出	305	213	674
	本社管理費	7,401	7,829	8,612
	消費税	8,537	9,914	9,833
	合 計	93,907	109,054	108,162